

第 241 号（令和 8 年 9 月 15 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[告示]

△ 令和 8 年度横浜市一般会計補正予算（第 2 号）の要領公表【行財政局財政課】	3
△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【総務局税制課】	4
△ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	5
△ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	7
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	8
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	11
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	13
△ 国土調査による地図及び簿冊の作成【みどり環境局地籍調査課】	14
△ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】	15
△ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】	16

[公告]

△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壌環境課】	17
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	18
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	19
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	20
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	21
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	22
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	23
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	24
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	25
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	26
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	27
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	28

[区告示]

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【西区地域振興課】	29
---------------------------	----

[市選挙管理委員会]

△ 市長選挙を行うべき事由の発生【選挙課】	30
△ 選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準となる日等【選挙課】	31

[区選挙管理委員会]

△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【鶴見区】	32
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【神奈川区】	33
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【西区】	34
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【中区】	35
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【南区】	36
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【港南区】	37
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【保土ヶ谷区】	38
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【旭区】	39
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【磯子区】	40
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【金沢区】	41
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【港北区】	42
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【緑区】	43
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【青葉区】	44
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【都筑区】	45
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【戸塚区】	46
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【栄区】	47
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【泉区】	48
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【瀬谷区】	49
[人事委員会]	
△ 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議等に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	50
[正誤]	51

告 示

横浜市告示第 312 号

令和 8 年度横浜市一般会計補正予算（第 2 号）の要領公
表

令和 8 年 9 月 9 日の市議会において議決を得た令和 8 年度横浜市
一般会計補正予算（第 2 号）の要領を、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 15 日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平 原 敏 英

横浜市告示第 313 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。
令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和8年9月8日	特定非営利活動法人 A Y A	中区相生町3丁目61番地	令和8年2月3日から令和13年2月2日まで

横浜市告示第 314 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 診療所又は薬局

指定年月日	名 称	所在地
令和8年7月1日	医療法人社団マザー・キーファミール産院よこはま菊名	鶴見区馬場七丁目16番14号
同	くらた内科クリニック	鶴見区豊岡町2番3号
同	石橋泌尿器科皮フ科クリニック	中区長者町9丁目166番地の1
同	みなと歯科医院	南区高根町1丁目3番地
同	衣香堂薬局港南台店	港南区港南台三丁目19番1号
同	上大岡TMクリニック	港南区最戸一丁目7番15号
同	フォレスト薬局	港北区高田東四丁目23番17-2号
同	いのうち内科クリニック	緑区十日市場町901番地の12
同	まごころ薬局市ヶ尾店	青葉区市ヶ尾町518番地の1
令和8年7月8日	さくら薬局日吉駅店	港北区日吉二丁目1番4号
令和8年8月1日	横浜心身統合クリニック	神奈川区桐畑5番地の2
同	横浜ステーションクリニック	西区南幸一丁目10番1号
同	日吉駅前まごころみ消化器内視鏡クリニック	港北区日吉二丁目1番4号

	ク・内科・耳鼻咽喉科・心療内科	
同	たまプラーザ脳神経クリニック	青葉区美しが丘二丁目17番地の2
同	センター北循環器・内科NCクリニック	都筑区中川中央一丁目1番3号
同	戸塚駅前おおはら内科皮膚科小児科クリニック	戸塚区戸塚町 6,003番地の5

2 訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和8年7月1日	サンファースト福祉グループ株式会社	旭区市沢町848番地の3	あいがも訪問看護	旭区南本宿町132番地の6
同	株式会社ワイグッドナーシング	埼玉県本庄市寿1丁目25番13号	訪問看護ステーション悠楽々金沢文庫	金沢区町屋町35番23-2号
同	医療法人社団東光会	埼玉県戸田市本町1丁目19番3号	牧野記念病院訪問看護ステーション	緑区鴨居三丁目8番16号

横浜市告示第 315 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

指定年月日	氏 名	名 称	所在地
令和8年 9月1日	岩清水 勇 樹	ネレール鍼灸マ ッサージ治療院	鶴見区鶴見中央四 丁目15番3号
同	権 大 飛 （近 藤 大 飛）	訪問はりきゅう マッサージメッ ク治療院	中区日ノ出町1丁 目76番地の1
同	齋 藤 大 輔	フレアス在宅マ ッサージ横浜左 近山施術所	旭区市沢町 1,120 番地
同	高 野 慎 平	さくら鍼灸院鴨 居院	緑区鴨居一丁目6 番1号
同	飯 田 加 奈 子	はり・きゅう・ マッサージみど りの風	都筑区川和町 1,47 1 番地
同	藤 田 康 太 郎	同	同
同	我 妻 政 行	リカバリー二子 玉鍼灸マッサー ジ施術所	東京都世田谷区瀬 田2丁目26番19号
同	新 川 輝	おおいずみ整骨 院田無院	東京都西東京市南 町5丁目4番4号

横浜市告示第 316 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 診療所又は薬局

変更年月日	名 称	所在地
令和8年 5月27日	(新) 株式会社 Sparkle Relation フォーライフ薬局マーク店	瀬谷区五貫目町10番地の74
	(旧) フォーライフ薬局マーク店	

2 訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和8年 2月1日	株式会社イリス	(新) 港北区新横浜三丁目2番地の3	マカロン訪問看護リハビリステーション 新子安	神奈川区子安通2丁目270番地
		(旧) 港北区新横浜二丁目6番地の13		
同	エフィラグループ株式会社	(新) 港北区新横浜三丁目2番地の3	マカロン訪問看護リハビリステーション 根岸	磯子区西町10番12号
		(旧) 港北区新横浜二丁目6番地の13		
同	エフィラグループ株式会社	(新) 港北区新横浜三丁目2番地の3	マカロン訪問看護リハビリステーション	磯子区洋光台三丁目30番24号

		(旧) 港北区新横浜二丁目6番地の13	洋光台	
同	エフィラグループ株式会社	(新) 港北区新横浜三丁目2番地の3 (旧) 港北区新横浜二丁目6番地の13	アポロ精神科訪問看護ステーション新横浜	港北区新横浜二丁目17番地の11
同	エフィラグループ株式会社	(新) 港北区新横浜三丁目2番地の3 (旧) 港北区新横浜二丁目6番地の13	マカロン訪問看護リハビリステーション 鴨居	緑区鴨居三丁目1番9号
同	エフィラグループ株式会社	(新) 港北区新横浜三丁目2番地の3 (旧) 港北区新横浜二丁目6番地の13	マカロン訪問看護リハビリステーション 戸塚	戸塚区吉田町1,053番地
同	エフィラグループ株式会社	(新) 港北区新横浜三丁目2番地の3 (旧) 港北区新横浜二丁目6番地の13	マカロン訪問看護リハビリステーション 瀬谷	瀬谷区橋戸一丁目37番地の4
令和8年3月1日	株式会社シーズ・テクノロジー	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	(新) C i z 訪問看護ステーション保土ヶ谷 (旧) L i p s 訪問看護ステーション保土ヶ谷	保土ヶ谷区坂本町106番地の1
令和8年4月1日	株式会社SHIM	(新) 鎌倉市岡本1丁目17番2号	もみじ訪問看護ステーション	栄区飯島町92番地の1

		(旧) 戸塚区上矢部町 1,180 番地の 3		
令和 8 年 5 月 1 日	株式会社はまりハ	青葉区藤が丘二丁目 1 番地の 7	はまりハ訪問看護リハビリステーション 若葉台	(新) 旭区若葉台三丁目 3 番 1 号
				(旧) 旭区若葉台三丁目 6 番 2 号
令和 8 年 5 月 30 日	株式会社 G C I	都筑区荏田南一丁目 3 番 13 号	訪問看護ステーション 芍薬	(新) 神奈川区片倉一丁目 8 番 11 号
				(旧) 神奈川区三ツ沢下町 6 番 16 号
令和 8 年 6 月 1 日	株式会社ジョン	中区野毛町 2 丁目 90 番地	ぴゅあ訪問看護リハビリステーション 白根	(新) 旭区白根七丁目 15 番 14 号
				(旧) 旭区白根七丁目 15 番 25 号
令和 8 年 6 月 18 日	株式会社世界で一番やさしいひと	港北区小机町 175 番地の 5	ホームナーシング Q U E	(新) 港北区篠原町 2,793 番地の 1
				(旧) 港北区岸根町 563 番地の 1
令和 8 年 7 月 1 日	医療法人社団 若葉会	都筑区川和町 2,674 番地の 83	(新) つづき病院訪問看護ステーション	都筑区川和町 2,674 番地の 83
			(旧) 医療法人社団 若葉会 つづき訪問看護ステーション	

横浜市告示第 317 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所在地
令和8年6月8日	黒田歯科医院	神奈川区羽沢町1,740番地の1
令和8年6月14日	足立医院	保土ヶ谷区帷子町1丁目16番地
令和8年6月23日	川上薬局	戸塚区川上町359番地の8
令和8年6月30日	ファミリー産院よこはま菊名	鶴見区馬場七丁目16番14号
同	くらた内科クリニック	鶴見区豊岡町2番3号
同	田口歯科医院	西区中央一丁目24番2号
同	まき歯科	中区扇町3丁目8番地の6
同	石橋泌尿器科皮フ科クリニック	中区長者町9丁目16番地の1
同	医療法人港会みなと歯科診療所	南区高根町1丁目3番地
同	衣香堂薬局港南台店	港南区港南台三丁目19番1号
同	上大岡T Mクリニック	港南区最戸一丁目7番15号
同	フォレスト薬局	港北区高田東四丁目23番17－2号
同	吉田医院	緑区十日市場町802番地の1

同	いのうち内科クリニック	緑区十日市場町 901 番地の12
同	まごころ薬局市ヶ尾店	青葉区市ヶ尾町 518 番地の1
同	いとう横浜クリニック	青葉区美しが丘二丁目 17番地の2

2 訪問看護事業者

廃止年月 日	事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和8年 6月30日	医療法人社 団武蔵野会	埼玉県新座 市東北1丁 目7番2号	牧野記念病院 訪問看護ステ ーション	緑区鴨居三丁 目8番16号

横浜市告示第 318 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所在地
令和8年8月31日	A y a 女性のための クリニック	保土ヶ谷区川辺町3 番地の5

横浜市告示第 319 号

国土調査による地図及び簿冊の作成

金沢区寺前一丁目、町屋町、洲崎町及び泥亀一丁目の各一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

なお、閲覧に供された地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第15条で定める限度以上の誤差があると認める者は、上記の閲覧期間内に、横浜市長に対して、その旨を申し出ることができる。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 地図及び簿冊の名称
地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間	閲覧場所
令和8年9月17日から令和8年10月6日まで（土曜・日曜・祝日を除く。）	横浜市庁舎27階 N1会議室
令和8年10月4日	町屋会館

- 3 受付時間
10時から11時30分まで及び13時から15時30分までとする。
なお、町屋会館を会場とする閲覧時間は、9時から11時30分まで及び13時から15時30分までとする。

横浜市告示第 320 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
（仮称）恩田市民 の森	青葉区恩田町 1,815 番の1	令和8年6月15日から
（仮称）恩田市民 の森	青葉区恩田町 1,822 番、 1,825 番、 1,8 26 番、 1,827 番、 1, 828 番、 1,829 番、 1,830 番、 1,831 番 、 1,832 番、 1,833 番、 1,834 番、 1,8 35 番、 1,836 番、 1, 839 番、 1,841 番、 1,842 番、 1,872 番 、 1,873 番、 1,875 番の2、及び 1,881 番	令和8年6月15日から 令和15年3月31日まで

横浜市告示第 321 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
新橋市民の森	泉区新橋町 812 番の 19	令和 6 年 3 月 12 日から
	泉区新橋町 825 番のイ 、 825 番の口の 1 、 82 5 番の口の 2 及び 825 番の 3 から 825 番の 7 まで	令和 7 年 1 月 28 日から

公 告

横浜市公告第 470 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
8 年 6 月 横 浜 市 公 告 第 339 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る 。

令 和 8 年 9 月 15 日

横 浜 市 長 職 務 代 理 者

横 浜 市 副 市 長 平 原 敏 英

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
 戸 塚 区 吉 田 町 字 善 正 505 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
 鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
 基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 471 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づき、あざみ野4丁目地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 縦覧期間
令和8年9月15日から令和8年10月19日まで
- 2 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和8年10月29日午後2時
- 5 公開による意見の聴取の場所
青葉区市ケ尾町31番地の4
青葉区役所3階 304 会議室

横浜市公告第 472 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年7月8日第2025開202号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都筑区茅ヶ崎南二丁目23番14号
デックス株式会社
代表取締役 柴 田 祐 一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
神奈川区菅田町 2,853 番の7、2,853 番の16の一部及び 2,853 番の17から 2,853 番の32まで

横浜市公告第 473 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年7月10日第2025開1404号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区浅間町1丁目13番地の3
株式会社すまい
代表取締役 田 邊 孔
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
瀬谷区二ツ橋町 354 番の 4 及び 358 番の 1 から 358 番の 4 まで

横浜市公告第 474 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和8年4月14日第2026開1401号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都町田市森野1丁目34番10号
西部ハウジング株式会社
代表取締役 中 村 暁 史
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
瀬谷区阿久和東四丁目24番の5及び24番の10から24番の20まで

横浜市公告第 475 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 指定番号
第 2026 ・ 1 ・ 7 号
- 2 指定年月日
令和 8 年 9 月 4 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
44.62 m
- 5 指定の場所
鶴見区小野町 30 番の 10
- 6 申請者の氏名
株式会社ハウスプラン
代表取締役 鈴木 賢 広

横浜市公告第 476 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 指定番号
第 2026 ・ 1 ・ 6 号
- 2 指定年月日
令和 8 年 9 月 3 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
19.35 m
- 5 指定の場所
鶴見区下末吉五丁目 288 番の 1 及び 289 番の 8
- 6 申請者の氏名
株式会社トライアルホーム
代表取締役 渡 邊 賢

横浜市公告第 477 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 指定番号
第 2026 ・ 10 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 8 年 9 月 3 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
26.91 m
- 5 指定の場所
金沢区寺前一丁目72番の10
- 6 申請者の氏名
黒 川 純 二

横浜市公告第 478 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 一部廃止する道路の指定番号

第41・66号

2 廃止年月日

令和8年8月27日

3 廃止部分の道路の幅員

6.00 m

4 廃止部分の道路の延長

42.5 m

5 廃止の場所

港南区上大岡東二丁目 881 番の 9 地先から磯子区森が丘一丁目 1,811 番の 41 地先まで

横浜市公告第 479 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第40・14号
- 2 廃止年月日
令和8年8月27日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
56.5 m
- 5 廃止の場所
港南区日野四丁目 826 番の38地先から 826 番の61地先まで

横浜市公告第 480 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第33・54号
- 2 廃止年月日
令和8年8月26日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
53.50 m
- 5 廃止の場所
旭区善部町7番の20及び7番の21の各一部

横浜市公告第 481 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和8年9月15日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 廃止年月日
令和8年8月26日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
15.44 m
- 4 廃止の場所
鶴見区馬場二丁目 891 番の 2、24 及び 25

区 告 示

西 区 告 示 第 3 号（令和8年9月1日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年9月1日

横浜市西区長 本 多 由紀子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	川 島 勤	大 谷 義 孝
及び住所	西区東ヶ丘18番地の14	西区東ヶ丘23番地の31

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第8号（令和8年8月31日揭示済）

市長選挙を行うべき事由の発生

横浜市長山中竹春が、令和8年8月28日に退職の申立てをしたことに伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第111条第1項第4号の通知を受けたため、横浜市長選挙を行うべき事由が生じた。

令和8年8月31日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第9号（令和8年8月31日揭示済）
選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準と
なる日等

横浜市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22
条第3項の規定による選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基
準となる日は、次のとおりとする。

令和8年8月31日

横浜市選挙管理委員会

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
令和8年10月3日
ただし、年齢については選挙の期日とする。
- 2 登録を行う日
令和8年10月3日

区選挙管理委員会

鶴見区選挙管理委員会告示第17号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

神奈川区選挙管理委員会告示第15号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

西区選挙管理委員会告示第15号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市西区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

中区選挙管理委員会告示第14号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市中区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

南区選挙管理委員会告示第15号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市南区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

港南区選挙管理委員会告示第16号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市港南区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

保土ヶ谷区選挙管理委員会告示第17号（令和8年9月1日揭示済）
選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

旭区選挙管理委員会告示第17号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市旭区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

磯子区選挙管理委員会告示第14号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市磯子区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

金沢区選挙管理委員会告示第18号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市金沢区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

港北区選挙管理委員会告示第17号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市港北区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

緑区選挙管理委員会告示第14号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市緑区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

青葉区選挙管理委員会告示第17号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市青葉区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号（ 令 和 8 年 9 月 1 日 掲 示 済 ）

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

横 浜 市 長 の 選 挙 を 行 う べ き 事 由 が 生 じ た こ と に 伴 い、公 職 選 挙 法
施 行 令（ 昭 和 25 年 政 令 第 89 号 ） 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定 に よ り、
次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は、当 該 期 間 の 最 終 日
の 翌 日 以 後 に 延 期 す る。

令 和 8 年 9 月 1 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 8 年 9 月 2 日 か ら 令 和 8 年 10 月 18 日 ま で

戸塚区選挙管理委員会告示第16号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

栄区選挙管理委員会告示第15号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市栄区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

泉区選挙管理委員会告示第16号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市泉区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

瀬谷区選挙管理委員会告示第15号（令和8年9月1日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和8年9月1日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和8年9月2日から令和8年10月18日まで

人 事 委 員 会

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月15日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第9号

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議等に関する
規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議等に関する規則（平成21年12月横浜市人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改める。

第3条第2項中「第9条第4項により準用される条例第11条の3の規定により」を「第9条第5項の規定により読み替えられた条例第11条の3の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

令和8年定期第239号76ページ上から1行目「横浜市監査委員公表第0号」は「横浜市監査委員公表第5号」の誤り。